

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区芝大門一丁目1番3号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本赤十字社 社長 近衛 忠輝		平成27年7月29日										
主たる業種	一般病院			細分類番号 8 3 1 1										
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号			京都府地球温暖化対策条例施行規則										
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで													
基本方針	府内赤十字関連の支部・施設(3病院、1血液センター)が一体となり、省エネ活動を展開し、CO2排出削減を推進する。													
計画を推進するための体制	エネルギー使用量が原油量換算で1,500KLを単独で超える京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院を中心として、省エネ対策(照明の合理化、エネルギーの転換、重油から電気・ガス等)を実施するための委員会等を設置している。													
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(23~25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率								
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	19,333.0トン 19,525.3トン	18,770.9トン 18,770.9トン	トン トン	トン トン	-2.9パーセント -3.9パーセント								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価 ・京都第一赤十字病院の改築整備工事により省エネルギー化が計画より進んだ。 ・炉側窓ガラスパッパー1基は効率の高い貿易ガラスに更新したことでガス使用量が削減できた。 ・窓を増設したBEMSの活用により、空調の適切な温度管理ができた。													
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率							
	病院	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積×1/100)	15.70	15.26			-2.80パーセント							
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント							
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価 ・京都第一赤十字病院の改築整備工事により省エネルギー化が計画より進んだ。 ・炉側窓ガラスパッパー1基は効率の高い貿易ガラスに更新したことでガス使用量が削減できた。 ・窓を増設したBEMSの活用により、空調の適切な温度管理ができた。 ・京都第一赤十字病院および京都赤十字病院の改築整備工事により延べ床面積が増加した。													
	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考									
	95.0パーセント	95.0パーセント	パーセント	パーセント										
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	・高効率機器の導入と太陽光発電の採用												
	(27)年度													
	(28)年度													
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	・マイカー通勤は禁止している。												
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関等を利用することで、個人単位のCO2排出量を削減できた。												
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考									
	森林の保全及び整備によるもの	0.0トン	トン	トン										
	地域産木材の利用によるもの	0.0トン	トン	トン										
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0トン	トン	トン										
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0トン	トン	トン										
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0トン	トン	トン										
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン										
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事業所である京都第一赤十字病院及び京都第二赤十字病院を中心に事業者(日本赤十字社)として排出量削減に努める。													
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。 <table border="1"> <tr> <th>超過削減量</th> <th>第1年度</th> <th>第2年度</th> <th>第3年度</th> </tr> <tr> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> </tr> </table>						超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度	トン	トン	トン	トン
超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度											
トン	トン	トン	トン											

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
- 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
- 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
- 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
- 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。